

8月定例月議会における議案に対する意見募集に寄せられた意見

総件数 15件

(内訳)

No.1 四日市市公契約条例の制定について(議案第29号)…1件

No.2 四日市市保育の実施に関する条例の一部改正について(議案第33号)…5件

No.3 ①四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び

四日市市いじめ問題対策調査委員会条例の制定について(議案第36号) } …4件

②四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定について(議案第37号) }

No.4 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について(議案第31号)…5件

8月定例月議会における議案に対する意見募集に寄せられた意見

総務常任委員会	No. 1 四日市市公契約条例の制定について(議案第29号)	
	1	第4条（受注者等の責務）、第5条（公契約の適正化）、第7条（適正な労働条件の確保）等の定めに反した場合の審査、調査、指導、罰則等の遵守規定を定める必要があるのではないかと思います。その条項により、コンプライアンスの責務が自覚されると思います。

8月定例月議会における議案に対する意見募集に寄せられた意見

教育民生常任委員会	No. 2 四日市市保育の実施に関する条例の一部改正について(議案第33号)
	<p>1 この件は、委員会においてこども未来部の説明を傍聴しておりましたから内容に否やはありません。 できうれば、施行期日の前倒しが出来ないものかと思う次第です。 (平成27年度の入園申込みにおいても、条例の内容を実施してほしい)</p> <p>2 ① 改正後条文第1条の「子ども・子育て支援法で定める保育の実施に関し」の部分について「保育の実施」は「保育の必要性の認定」の誤りと思われます。 市町村が「保育の実施」を行うのは児童福祉法第24条第1項に基づく場合のみで、子ども・子育て支援法の定めにより市町村が行うのは「保育の実施」ではなく「保育の必要性の認定」(法文上は「支給認定」と「給付費の支給」です)。 したがって、内容が子ども・子育て支援法の定めに関する条例であれば、「保育の実施に関する条例の一部改正」ではなく、「保育の必要性の認定に関する条例」を新たに制定するのが適切ではないでしょうか。 このことは、四日市市子ども・子育て会議(第6回)の資料でも「あらためて保育の必要性の認定基準について定める必要があります。」とされており、市もその認識であったと思われますが、なぜこうした条例改正案になったのか、制度変更の本質に関わる文言ですので、条例化するのであれば誤解の生じないようにすべきと考えます。</p> <p>② 今回の制度変更に伴い、改正前の児童福祉法第24条第1項で定めていた「保育に欠ける」事由についての政令・条例委任規定が、改正児童福祉法では無くなったことを根拠に、「保育の実施に関する条例」を廃止する市町村も多いようですが、改正児童福祉法第24条第1項では依然として、保育を必要とする場合は、市町村が(同条第2項の定めによるほか)「保育所において保育しなければならない」として、保育所での保育の実施責任が明記されています。しかし、どのような場合に(同条第2項の定めによることなく)市が保育所での保育を行わなければならないのかが明確にならなければ、市の保育の実施責任は担保されません。 そこで、四日市市が今後も保育実施責任をしっかりと担う姿勢を示す意味で、現行の「保育の実施に関する条例」を改正し、「子ども・子育て支援法による保育の必要性の認定(2号、3号認定)を受けた子どもの保護者等から、保育所入所の申し込みがあったとき」に、つまり認可保育所以外の給付対象施設等(=直接契約施設等)への入所を希望しない限りは、市が児童福祉法第24条第1項に基づく認可保育所での保育を行うことを明示しておくことが、市民の子育て・保育行政への信頼と安心に寄与するのではないかと考えます。 なお、このことは子ども・子育て支援法第32条の、特定教育・保育施設の設置者が支給認定保護者から利用申し込みを受けた時は正当な理由なく拒んではならない旨の規定とは次元の異なるものです。子ども・子育て支援法第32条の規定は保育施設の設置者に一定の義務を課したものですが、児童福祉法第24条第1項は市町村が認可保育所で保育しなければならない義務を定めているのですから、子ども・子育て支援法第32条によって市町村の保育実施責任が担保されることにはならないことを申し添えます。</p>

教育民生常任委員会

・「新制度における保育の実施基準の変更点について」1～6での中変更点について説明してある内容で、現制度と新制度の変更内容について、入園（利用）に必要な条件が緩和されて、保護者にとって入園しやすくなったように思います。

しかし、2.の「労働時間について（1月あたり）」の低年齢児（0、1、2歳）の保護者の労働下限時間が64時間に緩和されると、現在乳児の入園希望は多く、待機児がいる中、利用（入園）条件緩和により希望児が今以上に多くなった時の対策（受け皿である現保育園の建物の広さや、職員数などの整備等）は、整っていくのでしょうか？四日市市は福祉への対策は厚くしてもらっていますが、これからも新築、増築などへの補助金は、今まで通り出るのでしょうか？

・上記のことと、小規模保育や家庭的保育施設が、多くなるということにならないでしょうか？

・現入園中の子どもと、27年度新入園希望の保護者（市民）への説明は、どのようにされていくのでしょうか？

保育の実施基準が、保護者の実態をふまえた運用の幅が広がるよう改善された感じです。保育者の求職や就学は、生活安定への努力を喚起、継続する総合的な支援規定ですが、雇用情勢は、臨時、非正規など、厳しい現実があります。実態に即した効果的な運用が必要です。

児童虐待、DVは、被害が出るまでの“おそれ（予見）情報”が把握され易くするため、教育、民生、地域（住民）の連携と行政が敏感に動く（認定）態勢を作る強い規定が必要になっています。疲れている親、育てることを放棄した親もあります。親権等へのこだわりや手控えのために子供への対応が優先されないことがあるように思います。

貴議会が条例改正前に市民に意見を聞いてくださるようになった事、うれしく思います。

私は、三重の保育団体連絡会で、三重の各市を保育キャラバンで訪問して、保育の施策や現状をお聞きしましたが、各市とも次の世代を守り育てる子育てに力を入れるのが市の要になるという想いが伝わってきました。

四日市市は今、国からの保育制度が具体的に下りてこない中で、現在の保育を下げないようしっかりと取り組んでいただいているとありがたく思っています。

さて、条例の改正点ですが、保育の必要条件は、50年保育現場で働いていた私は、改正項目のようになるのを望んでいたのですが、0～2歳までどの園も定員いっぱいの状況ですが、どこで受け入れていただくのか心配です。

国から出された地域型保育は、職員の数・質・広さなど心配です。保育が低下しないよう今の条件を守ってください。もう一点、障がいを持っている子の受け入れの条件を考えてください。

引き続き、市民に広聴お願いします。

8月定例月議会における議案に対する意見募集に寄せられた意見

総務常任委員会・教育民生常任委員会	<p>No. 3 ①四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例の制定について（議案第36号） ②四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定について（議案第37号）</p>	
	1	<p>この件は、委員会において説明を傍聴しておりますから内容は概ね把握しましたが、器・形だけのモノを作っても如何なものかと思います。 加害者・犯人の人権ばかり擁護して、被害者側の人権無視が気がかりだからです。</p> <p>小生は、「いじめ」と云う言葉の使用に違和感を覚えます。 それは、教育委員会・学校関係者が使用すること自体、児童・生徒間のトラブルから逃げているからです。 逃げると云う言葉が違うと言うならば、学級崩壊・学校崩壊にしたくないと云う「臭いものに蓋」の精神です。 「いじめ」は、卑劣なる犯罪です。被害者が死ねば、殺人罪。傷つけば、傷害罪。強要すれば、強要罪です。 人間に 強弱・格差がある限り「いじめ」は、無くなりません。 但し、減らすことは出来ます。努力すれば無くなるかも知れません。と思っている次第です。</p>
	2	<p>資料に、各関係機関及び団体と書いてありましたが、具体的に、どのような機関、団体なのかが、わかりませんが、団体同士、連絡をとりあって情報を共有することは大切なことだと思います。・学校関係・PTA・地域…民生委員、育成会など 私は子どものいじめをなくすには、大人同士がもっと支え支えられ協力することが大切だと思います。PTAで下校パトロールをしているところもありますが、それにプラス老人会などが協力して旗当番をやってくださったり、学校に地域のボランティアグループさんが協力して、一緒に花を植えたりしていただいてとてもありがとうございます。子どもたちにいろいろな方が関わることが大切だと思います。教育関係者だけではなく、もっと幅広い方々が集まって協議されるといいなと思います。</p>
	3	<p>いじめは、陰湿な人権侵害であり、性善説を否定する程の根深さがあります。教育現場関係者、行政の連絡協議組織及び教育委員会委嘱者を含む対策調査組織ですが、警察機能との連携や私的権利を抑止した対応も可とする規定や運用がやむを得ない（必要）と思います。この条例が、実態に即して十分機能することが求められています。</p> <p>いじめ問題の対策については、教育委員会所管の「連絡協議会」と「対策調査委員会」では対応しきれない場合があることは、他府県のケースからも推察されますが、条例では、より客観的な観点から調査することだと思います。委員の基本構成や調査権（機能）を定める必要があるように思います。</p>
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条、第13条、会議 連絡協議会、対策調査委員は、問題が発生した時に、会長あるいは委員長が招集することになっているが、そうではなく、日常活動としてのいじめ防止であり、対策の方策を検討すべきである。従って条例として定期的に開催を明記すべきである。（再調査委員会は重大事案の時だけでよい） ・第4条 15人以内の委員で組織 小中だけで60校、連絡協議会で四日市市の実態を把握するのは少ないのでないのではないか、また恒例の大學生教授の会長は現場を知らないのでさけるべきである。目的は今、四日市市の子どもたちの実態をつかめる人を委員にすべきである。15人は話し合いが成立する人数との配慮だが、もっと多数に！ ・第13条 4資料の提出 臨時委員までおいて、特別の事項（ex:いじめ自殺）の調査をしようとの主旨であるのに、「資料の提出その他必要な協力を求めることができる」と表現がゆるい。もっと厳しい表現でいいのではないか。（学校へは教委の命令で出させができるのだが）ex:資料の提出その他必要な協力を命ずることができる。 <p>☆できたら、この四日市市で市長の再調査委員会は開かなくてもよいようにしたい。いじめ防止対策推進法が言い訳で条例を作るのではなく、我が四日市市からいじめを0にするためのものにしたい（自死が0）従って、子どもたちの現状把握、対策、そして、教員・関係機関の職員の指導力の向上、保護者の啓発等、努力できるようにしてほしい（条例を市・教委が定めたのでいいとの責任のがれだけはしないよう）</p>

8月定例月議会における議案に対する意見募集に寄せられた意見

No. 4 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について（議案第31号）

産業生活常任委員会

- | | |
|---|---|
| | <p>この件は、委員会において説明を傍聴しておりますから内容に否やはりません。</p> <p>当市でも昨夏のいたましい事件等が起きておりますし、未遂になる事犯も多々あります。</p> <p>設置により、犯罪防止・減少につながれば 市民の安心安全となります。</p> <p>一部の人たちからは「反対」の声があるかと思いますが、是非とも成立させて欲しいものです。</p> <p>設置するカメラの数に上限、下限があるのか？ を知りたいと思っている次第です。</p> |
| 1 | <p>私見で大変申し訳御座いませんが、当自治会は数年前に自治会の主要道路及びゴミ置き場等の放火、犯罪の抑止力としてのカメラの運用を検討して申請をしましたが、当時行政の方は、住民全員の賛成が無いから駄目だと却下の判断で断念を致しました。住民100%の賛同を得る事は絶対に無理でした、只、プライバシーは大変重要です、犯罪との比較をするつもりは有りませんが、地区の自治を考えると現在ではカメラの設置は大変良いことだと思います。</p> <p>地区で設置をする場合に、管理者、設置者の責任は重いと言わざるを得ません。又、設置の費用、維持管理費、等の問題が地区自治会に負担となります、助成等の支援も検討をして頂けたら大変ありがたいと思います。</p> <p>条例素案についてのパブリックコメントについて、言わせて頂ければ、他県、他市の例ですが、2013年の156施策の内0件が3割と言うように行政のポーズが見えます。</p> <p>公契約条例。保育に関する条例。いじめ問題再調査委員会条例。防犯カメラの設置に関する条例。4件とも大変ためになりました。当、自治会でも住民皆様にお伝えをして検討をしていきたいと思います。</p> |
| 2 | <p>最近の全国及び本市の悪質な犯罪、またその犯人の絞り込み検挙状況からみて防犯カメラの重要性は万人の認識するところであります（最近発生した花火見物帰りの女子中学生殺人事件等）。よってこの設置条例には大賛成です。</p> <p>但し、世の中にはいろんな人がいるので防犯カメラの画像の管理には、悪用防止の観点から留意することは当然ですが、第9条は不要と思います。</p> <p>その理由は防犯カメラ設置に反対する人から嫌がらせ的に画像の開示を求められると管理者の負担が増大するからです。自分が他人に恥じることをしていなければ（これが人間の基本）防犯カメラの画像を気にすることは何もない。</p> |
| 3 | |

産業生活常任委員会

4	<p>1. 制定の背景として防犯目的であれば映像データについて警察当局のビックデータ構想にリンクさせること。</p> <p>2. 映像解像度の規定</p> <p>犯罪時の身元や物的証拠となる解像度とすること。</p> <p>中途半端な防犯カメラ映像は不要。</p> <p>3. 条例つくりの方向性で忘れてはならないこととして被撮影者や犯罪時の存在証拠としての客観的な証拠ができる精度を有することが重要。</p> <p>プライバシーの争点となることがないように留意する。</p> <p>常識で考えられないプライバシーを主張する人が多い。</p>
5	<p>犯罪に至らなくても、個人の利害にはいった社会秩序の乱れは、目に余るケースがあります。ごみ、廃棄物の不法投棄、いたずら等もあります。</p> <p>防犯カメラの設置はやむを得ない施策です。</p> <p>カメラによる個人情報の取り扱いや人権への配慮等は、慎重さが必要です。人権を守るために「正義のカメラ」である面とプライバシーを侵害しかねない要求の種（設置者の道義に係る部分）もあります。</p> <p>事実、実態、証拠の責任ある把握が求められる社会では、利用のあり方を明示し、適切に利用されるように、防犯カメラ等、社会的な有益性を制度化し、的確に運用される規定が必要だと思います。</p>